

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働告示第十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年一月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	一〇百二十九 (略) 百三十 タラヅパリブ、その塩類及びそれらの製剤 百三十一〇二百五十一 (略)
改正前	一〇百二十九 (略) (新設) 百三十〇二百五十 (略)

(傍線部分は改正部分)